

庄原市議会議長交際費支出基準

1 目的

庄原市議会に対する市民の理解と信頼を深めるため、議長交際費について支出基準を定めることにより、その公正かつ適正な執行を期するものとする。

2 議長交際費の考え方

議長交際費は、議長が市議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際をするために要する経費であり、その執行に当たっては、公務上必要な相手に限るとともに、その支出額も社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

3 支出の相手方

支出の相手方は、次の個人及び団体で、社会通念上妥当と認められるものとする。

- (1) 庄原市議会と直接関係するもの
- (2) 市政について顕著な功績があったもの
- (3) 災害又は事故等にあったもの
- (4) その他議長が特に必要と認めたもの

4 支出区分

交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 儀礼的経費
御祝、香典その他の慶弔等に関する経費
- (2) 社交的経費
各種会合等に出席する際の会費、記念品代その他の社交に係る必要経費
- (3) その他
前2号に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

5 支出基準

交際費の支出基準は、別表によるものとする。ただし、これ以外の事案が発生したときは、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。

6 その他

この基準は、社会経済状況の変化等に十分配慮し市民感覚と合致したものとなるよう、適正な予算執行のため適宜見直しを行うものとする。

また、支出状況は、ホームページにおいて公開するものとする。

7 施行期日

この基準は、平成25年6月1日から施行し、同日以降に支出する交際費に適用する。

(別表) 議長交際費の支出基準表

区分		対象者等	金額
儀 礼 的 経 費	御祝	総会・祝賀会・各種団体の大会等への出席祝金等 (懇親会・会食等飲食が伴う場合のみ会費相当分 を持参)	1万円以内(会費等が明 記されている場合はその 金額)
	香典・ 供花等	名誉市民、地元選出国會議員・県議會議員、市特 別職、市職員、市議會議員 その他、議長が特に必要と認めるもの	1万円以内
社 交 的 経 費	会費	会費を必要とする会合等への参加に要する経費	会費に相当する額
	懇談会費	議会運営上有益な交際を目的とする懇談に要す る経費(政治家等の政治資金パーティーは除く)	社会通念上妥当と認めら れる額
	記念品代	国内外の来客等に対する記念品又は交際上必要 な手土産や贈答品の購入等に要する経費	社会通念上妥当と認めら れる額
そ の 他	その他	議会運営上交際費により支出することが適当と 認められる経費 (公用名刺作成費・議長賞賞品代・激励金等)	社会通念上妥当と認めら れる額